

港区商店街等英語対応力向上支援事業支援業務委託

事業候補者募集要項

平成27年9月

港 区

目 次

1	公募の趣旨	1
2	本件の概要	1
	(1) 件名	
	(2) 履行期間	
	(3) 業務内容	
	(4) 予算規模	
3	参加資格要件	1
4	参加申込	2
	(1) 受付方法	
	(2) 受付場所	
	(3) 受付期間	
5	提出資料	2
6	提出資料の部数及び提出先	3
	(1) 提出部数	
	(2) 提出先	
7	審査基準及び審査方法	3
	(1) 審査基準	
	(2) 審査方法	
8	質問の受付及び回答	4
9	選考スケジュール	4
10	留意事項	4
11	担当部署	5

「港区商店街等英語対応力向上支援事業支援業務委託」事業候補者募集要項

1 公募の趣旨

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定により、港区には今後より多くの外国人が住み、訪れると考えられます。そこで港区は、外国人区民はもとより、外国人観光客等にも商店街を気軽に利用していただける環境をつくるため、「港区商店街等英語対応力向上支援事業」を開始します。

当事業は、日本の文化や歴史についての予備知識がない外国人にとって理解が難しい商品やサービスの説明等に対応したマニュアルを、港区内に立地する店舗に対し、オーダーメイドで作成・提供し、英語対応力向上を支援するものです。

日本の良さが詰まった商品の魅力を外国人に納得してもらい、好きになってもらうためには、その商品に対する店舗側の思いや文化的背景等を丁寧に掘り下げ、要約し、それを外国人の関心の視点に沿って、簡潔に説明することが大切です。

このため、日本文化を深く理解し、英語で説明することに長け、優れた実績と専門知識を有し、外国人及び店舗の視点に立った良質な支援を行うことのできる事業者を、プロポーザル方式により選考します。

2 本件の概要

(1) 件名

港区商店街等英語対応力向上支援事業支援業務委託

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から平成28年3月31日(木)まで

(3) 業務内容

別紙1「仕様書(案)」のとおり

(4) 予算規模

2,000,000円以内(税込み)

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。

3 参加資格要件

参加表明書の提出期限である平成27年9月17日(木)において、以下の資格を満たしていることを条件とします。

- (1) 「地方自治法施行令」(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 港区の競争入札資格登録業者については、「港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱」(平成16年7月30日16港政契第238号)による指名停止を受けていないこと。
- (3) 契約時点で港区の契約における「暴力団等排除措置要綱」(平成24年1月26日23港総契第1157号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にないこと。
- (5) 当該事業者の正規雇用社員である業務責任者が業務に携わり、かつ区が行う打ち合わせに常時

参加し、進行管理を行う体制を整えること。

4 参加申込

(1) 受付方法

参加表明書に必要事項を記入の上、持参又はFAXで提出してください。参加表明書の提出をもって参加の決定とします。

(2) 受付場所

11 担当部署と同じです。

(3) 受付期間

平成27年9月3日(木)から9月17日(木)【当日必着】

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで

5 提出資料

(1) 法人概要書(様式1)

様式に示した項目を全て記入してください。港区競争入札参加資格登録業者以外の事業者については、以下の資料を添付してください。

①登記簿謄本(履歴事項全部証明書等)※3ヶ月以内発行のもの

②印鑑登録証明書

③財務諸表(最新の事業年度のもの)

④納税証明書(法人の場合は法人税、法人事業税(地方法人特別税を含む)、消費税及び地方消費税)

⑤許可等の証明書(写)

(2) 類似事業の業務実績(様式2)

直接、外国人に外国語で日本の文化を紹介する通訳、翻訳業務等を行った実績について、様式に示した項目を記入してください。記入欄が足りない場合は、様式を複写して利用してください。

(3) 本業務を遂行する際の人員体制(様式3-1、3-2、3-3)

スタッフ配置の体系図・人数等、配置される主なスタッフの概要について、様式に示した項目を記入してください。記入欄が足りない場合は様式を複写して利用してください。

(4) 共同事業体構成書及び共同事業体構成書兼委任状(様式4-1、4-2)

※共同事業体を結成する場合のみ提出

区外事業者が単独でプロポーザルに参加することは妨げませんが、「区の入札契約制度における区内事業者優遇策の拡充に伴う各課における契約手続きに係る留意事項について」(平成27年3月31日26港総契第3392号)に基づき、区外事業者のみで参加申請する場合は、一次審査及び二次審査における評価合計点の5%(小数点以下切上げ)を評価合計点から減点します。

※区内事業者として扱う事業者は以下のとおりです。

・登記簿上、区内に本店を置く事業者(港区競争入札参加資格登録の有無は問いません。)

・区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準(平成25年3月14日港総契第2801号)で定める事業者

(5) 提案書(様式5)

- ①作成した日英併記のマニュアル(A4版2枚程度)を添付してください。マニュアルの内容や仕様等については、別紙1「仕様書(案)」の「5 業務内容(2)支援業務 イ オーダーメイドマニュアルの作成」を参照してください。構成やデザインは自由とします。
- ②「様式3 本業務を遂行する際の人員体制」に記載する内容との整合性に留意して、記載してください。
- ③別紙1「仕様書(案)」及び別紙2「港区商店街等英語対応力向上支援事業支援業務委託事業候補者選考基準」をよく確認の上、提案してください。
- ④様式に記載された項目は、必ず記入してください。

6 提出資料の部数及び提出先

(1) 提出部数

- ①法人概要書(様式1) 7部(正本1部・副本6部)
- ②類似事業の業務実績(様式2) 7部(正本1部・副本6部)
- ③本業務を遂行する際の人員体制(様式3-1、3-2、3-3) 7部(正本1部・副本6部)
- ④共同事業体構成書及び共同事業体構成書兼委任状(様式4-1、4-2) 7部(正本1部・副本6部)
- ⑤提案書(様式5) 7部(正本1部・副本6部)

※審査は公平・公正に帰するため、無記名で行います。

※副本については、次の箇所を塗りつぶしてください。社名は指定がある箇所以外は記載しないでください。また、企画提案書に社判や契印、社固有のマーク等で推測できるような記入がある場合は受理できません。

- ・法人概要書(様式1)のうち、法人名、代表者名、本社・本部所在地、ホームページURL、担当部署(所在地、部署名、責任者、担当者、電話番号、FAX番号、E-mail)
- ・本業務を遂行する際の人員体制(様式3-2、3-3)のうち、氏名、所属・役職

(2) 提出先

11 担当部署と同じです。

7 審査基準及び審査方法

(1) 審査基準

別紙2「港区商店街等英語対応力向上支援事業支援業務委託事業候補者選考基準」のとおり

(2) 審査方法

事業候補者選考委員会において、一次審査及び二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。一次審査及び二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。

①第一次審査(提出資料審査)

提出された企画提案書等を対象に審査し、合計点の高い3者程度を一次審査通過とします。

②第二次審査(プレゼンテーション、質疑応答)

一次審査で選考された事業者について二次審査を実施します。一次審査の提出資料「提案書(様式5)」の内容について、15分程度プレゼンテーションを行っていただいた後、選考委員による質疑応答を20分程度行います。

※使用する資料は、一次審査の提出資料「提案書(様式5)」を基本とします。ただし、補足資料の持ち込みを認めます。

※プレゼンテーション参加者は2名までとし、業務責任者に説明していただきます。

8 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問書に質問項目を箇条書きにしてFAXにより提出してください。

(2) 受付場所

11 担当部署と同じです。

(3) 受付期間

平成27年9月3日(木)から9月10日(木)午後1時まで

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成27年9月14日(月)に、港区ホームページで公開します。

なお、質問受付期間終了後は、本委託に関する質問は一切受け付けません。

9 選考スケジュール

手続き	日程
9月3日(木)	提出資料受付、質問受付開始
9月10日(木)	質問締切り(午後1時)
9月14日(月)	質問回答
9月17日(月)	参加表明書・資料提出締切り(午後5時)
9月下旬	一次審査結果通知
10月8日(木)	二次審査(プレゼンテーション、質疑応答)
10月上旬	二次審査結果通知

10 留意事項

(1) 提出資料が無効となる場合について

次の各号に該当する場合は、提出資料が無効となる場合があります。

- ①提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ②記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- ③虚偽の内容が記載されているもの。

(2) 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公開です(ただし、同条例第5条に定めるものを除く)。なお、事業者名については選考事業者のみ公表します。選考結果は、委託事業者との契約締結後、港区ホームページ上で公開します。

(3) 提出資料の取扱いについて

- ①提出された資料は、本件の選考以外に提出者に無断で使用することはありません。ただし、上述のとおり、情報公開請求の対象となることがあります(個人情報等を除く)。
- ②提出された資料は、選考作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。

③提出された資料は、返却しません。

④提出後の提案書等の差替え及び再提出は認めません。

⑤提案書等に係る著作権は作成者に帰属し、区は無条件でその使用权を持つものとします。

(4) 応募費用について

応募に際し必要となる資料の作成・提出に要する費用及び選考に参加するために要する費用は、全て事業者の負担とします。

(5) 電子メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。

(6) 契約について

区は、事業候補者と契約を締結するにあたって、「港区契約事務規則」(昭和39年3月31日規則第6号)第39条の2の規定に基づき「港区業者選定委員会要綱」(昭和43年7月29日43港総財第491号)第1条に定める港区業者選定委員会の審議を経ます。なお、審議の結果により、契約を締結しない場合があります。

また、事業候補者は、本プロポーザルにおいて選定されたことを以って、運営期間中全ての契約を当然に締結し得る権利を有するものではありません。

(7) 辞退について

参加申込を行った後に辞退する場合は、任意の様式で辞退届を提出してください。

11 担当部署

〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号 3階304番窓口

港区産業・地域振興支援部 地域振興課国際化推進係

電話:03-3578-2565 FAX:03-3438-8252